

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
介護予防認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： けいすいグループホームみるいろ

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

けいすいグループホームみるいろ（以下「事業所」という）が行う事業は、認知症の状態にある方を対象とし、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ②事業者は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③事業所は、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④共同生活住居における従事者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : けいすいグループホームみるいろ
- (2) 住 所 : 神奈川県逗子市桜山4丁目5番21号
- (3) 電話番号 : 046-872-0611
- (4) 事業所番号 : 1492500150
- (5) 指定年月日 : 令和2年9月3日
- (6) 設備概要

設備	数
2F 居室	9 室
3F 居室	9 室
共同生活室 2.3F	2 箇所
キッチン 2.3F	2 箇所
脱衣室・洗濯室 2.3F	2 箇所
浴室 2.3F	2 箇所
スタッフルーム 2.3F	2 箇所
トイレ 2.3F	6 箇所
相談室 1F	1 室
エレベーター	1 機

3. 職員の職種、人数・勤務体制

- (1) 管理者：1名以上
- (2) 計画作成担当者：1名以上
- (3) 介護職員：10名以上
- (4) 勤務体制
 - 昼間の体制：6名以上
 - 夜間の体制：2名

4. 協力医療機関

医療法人社団景翠会 金沢病院
ごうや歯科

5. 利用料金（税込）

- 敷金 ： 160,000円／初回のみ
 (退去時、原状回復費・ルームクリーニング代を差し引いて返金)
- 居室利用料： 80,100円／30日
- 水道光熱費： 24,750円／30日
- 食材料費 ： 48,000円／30日 (1日当たり 1,600円)
- 管理費 ： 33,000円／30日
- 金沢病院以外への送迎・院内介助
 2,200円／1時間 (1,100円／30分)

※28日、31日の場合は日割りで計算させていただきます。

その他：おむつ代、理美容費、嗜好品の購入にかかる費用、医療費等は実費ご負担いただきます。

・介護保険一部負担金

(30日の場合)

介護度	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担
要支援2	749単位	23,700円	47,370円	71,070円
要介護1	753単位	23,820円	47,640円	71,430円
要介護2	788単位	24,930円	49,830円	74,760円
要介護3	812単位	25,680円	51,360円	77,040円
要介護4	828単位	26,190円	52,380円	78,570円
要介護5	845単位	26,730円	53,460円	80,160円

※地域加算 10.54円

・加算

加算項目	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
初期加算（入居日から 30 日以内の期間・ 30 日を超える入院後に再び入居した場合） 【1 日につき】	30 単位	32 円	64 円	95 円
医療連携体制加算Ⅰハ【1 日につき】	37 単位	39 円	78 円	117 円
入院時費用【1 月につき 6 日限度】	246 単位	260 円	519 円	778 円
退去時相談援助加算【1 回限り】	400 単位	422 円	844 円	1,265 円
若年性認知症利用者受入加算 【1 日につき】	120 単位	127 円	253 円	380 円
看取り介護加算 （死亡日以前 31～45 日）【1 日につき】 （死亡日以前 4～30 日）【1 日につき】 （死亡日以前 2 日又は 3 日）【1 日につき】 （死亡日）【1 日につき】	72 単位 144 単位 680 単位 1,280 単位	76 円 152 円 717 円 1,350 円	152 円 304 円 1,434 円 2,699 円	228 円 456 円 2,151 円 4,048 円
協力医療連携体制加算Ⅰ【1 月につき】	100 単位	106 円	211 円	317 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ【1 月につき】	10 単位	11 円	21 円	32 円
サービス提供体制加算Ⅰ 【1 日につき】 ・介護福祉士 70%以上 又は ・勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	22 単位	24 円	47 円	70 円
サービス提供体制加算Ⅱ 【1 日につき】 ・介護福祉士 60%以上	18 単位	19 円	38 円	57 円
サービス提供体制加算Ⅲ 【1 日につき】 ・介護福祉士 50%以上 又は ・常勤職員 75%以上 又は ・勤続 7 年以上の者が 30%以上	6 単位	7 円	13 円	19 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ【1 月につき】	合計単位数の 22.8%			

※介護保険法の改正により基本単位数・加算単位数は増減し、利用料金が変更することがあります。

6. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらずすべての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

7. 請求支払い方法

- ・原則的に 1 ヶ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月 15 日以降に郵送させていただきます。

・お支払いの方法は、指定の口座より振替させていただきます。

引き落とし日：毎月27日（浜銀ファイナンスの振替日年間日程表のとおり）

8. 入居対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ①要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害のおそれがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

9. サービスの内容

介護計画の立案

※適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。

食事

・食事時間

朝食 午前 7:30～8:00

昼食 午前 12:00～13:00

夕食 午後 17:30～18:30

- ・本人の希望、体調にあわせて、自由に時間を変更したり、場所を選べます。
- ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。
- ・食事をキャンセルされる場合は前日の17時までに申し付けください。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・原則、2回/週以上の入浴または清拭を行います。

生活介護

- ・一人一人の生活リズムに合わせた支援を行います。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。

生活相談

- ・利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

行政手続き代行

- ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。

機能訓練

- ・離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

金銭の管理

- ・原則、金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮願います（紛失した場合の責任は負えません）。

記録の保存

- ・サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

10. 入居の手続き（必要な書類など）

- | | |
|------------------|------------|
| ①介護保険被保険者証 | ⑤介護保険負担割合証 |
| ②健康保険被保険者証 | ⑥診療情報提供書 |
| ③後期高齢者医療受給者証 | |
| ④身体障害者手帳（障害のある方） | |

＜注意＞更新毎に必ず施設までお届けください。

11. 退居の手続き

（1）利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

退居を希望する日の30日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②利用者が入院された場合。
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合。

（2）事業所からの申し出により退居していただく場合。

以下の場合には、事業所からの申し出で退居していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・

身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④利用者が病院に入院し、2 カ月以上経過した場合、又は明らかに2 カ月以内に退院できる見込みがない場合。

⑤利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合。

②事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

③事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

12. 施設利用にあたっての留意点

面会

・面会時間 午前10:30～午後5:00

それ以外についてはご相談ください。

・医療安全対策のため、入館時に検温・アルコールによる手指の消毒、マスクの着用等をお願いする場合がございます。また、感染症の拡大防止のため面会を制限・禁止させていただく場合もございます。

外出・外泊

・必ず行先と帰設時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。

所持品の持ち込み

・家具、衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ちください。(備え付けの家具あり)

・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願いいたします。

宗教・政治活動

・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

ペット

・ペットの持ち込みはお断りします。

食べ物の持ち込み

・衛生管理上、1回で食べきれる量でお願いします。

13. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

けいすいグループホームみるいろ TEL：046-872-0611

管理責任者 川瀬 佑美

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申立者に文書で報告します。

※事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対し、いかなる不利益、差別的取り扱いも致しません。

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

逗子市福祉部高齢介護課

TEL046-873-1111

神奈川県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護苦情相談係）

TEL045-329-3447

14. 退居時の援助

契約の終了により利用者が退居する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退居後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

15. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

16. 個人情報の保護

- ①事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ②事業所は、法令規則により公的機関あての報告が義務付けられているもの、および緊急の場合の医療機関等へ利用者の心身等に関する情報提供、又は医療機関等から受ける情報提供、協力医療機関との病歴等の情報の共有、その他、利用者が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

17. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ①サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。
- ②緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し同意を得ます。
- ③事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

19. 感染症対策

- ①事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ②事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかります。また、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ③以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

20. 介護事故発生の防止

- ①事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ②事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じたときに当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③事業所は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

21. 損害賠償保険

- ①事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
損害賠償責任保険先：東京海上火災保険株式会社
- ②利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

22. 緊急時の対処方法

利用者に様態の変化等があった場合は、「緊急連絡先別紙」に基づき、代理人等へ連絡するとともに、医師あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。

23. 非常災害対策

- ①防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ②防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。
- ③防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ④施設における非常災害対策を一本化します。

24. 研修

事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修採用後3か月以内
- (2) 継続研修

25. 衛生管理等

- (1) 従業者は定期的に健康診断を行い、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。
- (2) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

26. ハラスメントの防止・対応

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
 - (2) 従業員が利用者、その家族等からのハラスメントを受ける等適切なサービスを提供できないと認められる場合は、サービスを中断・休止させていただくことがあります。
また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。
- 暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃
 - 性的な嫌がらせ
 - ・性的な行動（性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画等を見せることなど）
 - 職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為
 - 介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求や、サービス利用に関する助言や相談の申入れ等を理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為。

27.業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

28. その他

(1) 通院・入退院時の送迎

通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。

ただし、協力医療機関への送迎は原則的に事業所が行います。

(2) 入院時の対応

入院時の対応は、代理人でお願いします。

入院中は、家賃・管理費・水道光熱費が発生し、食費は日割りにてご精算させていただきます。

金沢病院に入院の場合は、月額費用を最大半額とする減額制度があります。

29. 運営法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 景翠会
代表者名	理事長 笠貫 宏
所在地・連絡先	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2丁目8番3号 045-785-8668
他の介護保険 関連事業	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問看護ステーション・介護老人保健施設 小規模多機能型居宅支援事業・サービス付き高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム
他の介護保険 以外の状況	一般病院・企業健診

認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、契約書及び本書面の提示に基づいて重要事項に関する説明を行い、本書面を交付いたしました。

20 年 月 日

【説明者】 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項の説明を受け同意いたしました。

【利用者】

20 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代理人】

20 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係：

【署名代理事由】

私は本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。